

～汎用フロー用～

電子署名を実施する前の解説資料



国土交通大臣より回答取得

※グレーゾーン解消制度を用いて国土交通大臣より適法である旨の回答を取得

不動産・建築DXプラットフォーム

PICKFORM 電子契約

PICKFORMはとにかくシンプルで簡単を追求



「PICKFORM 電子契約」とは？

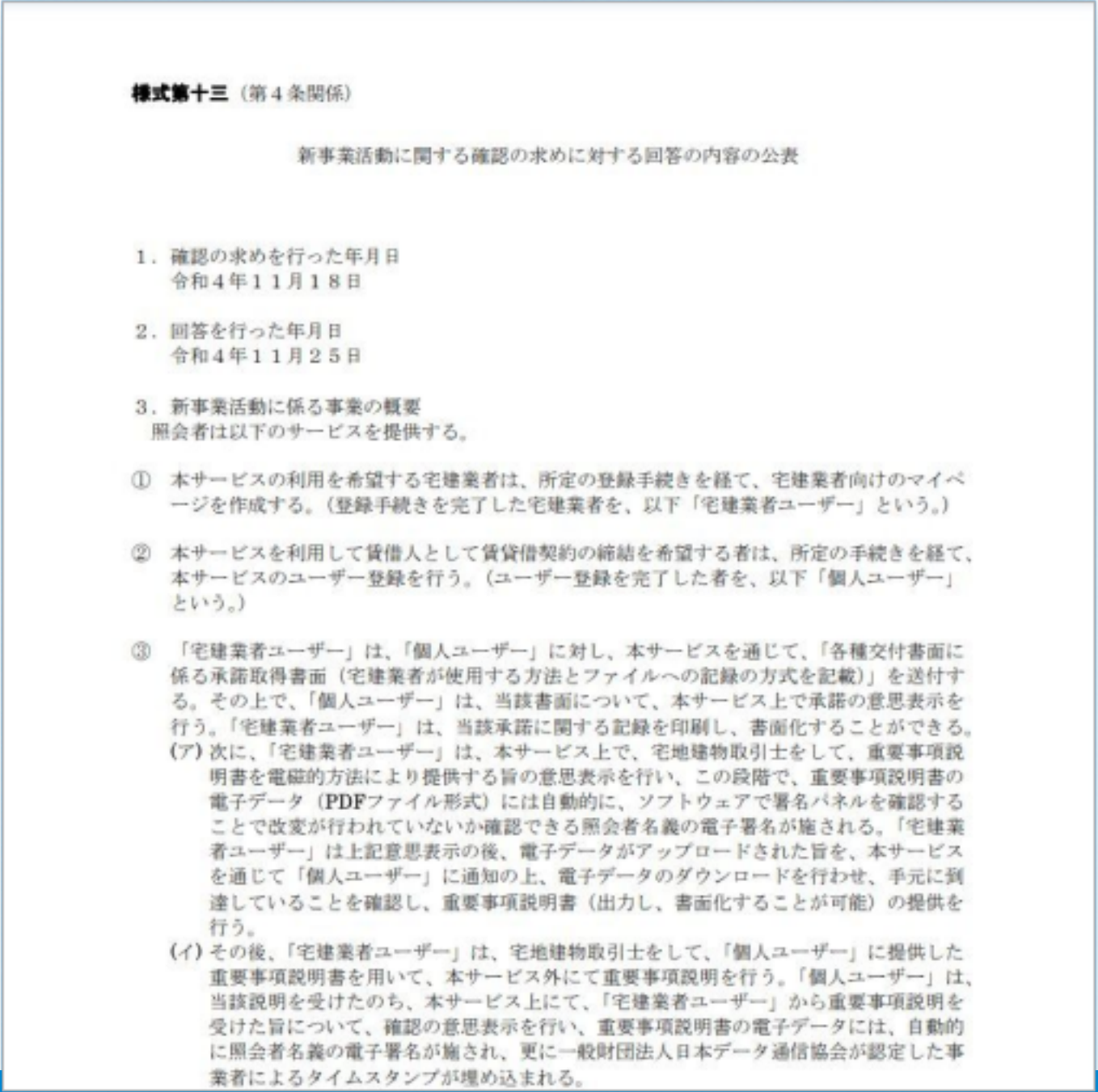
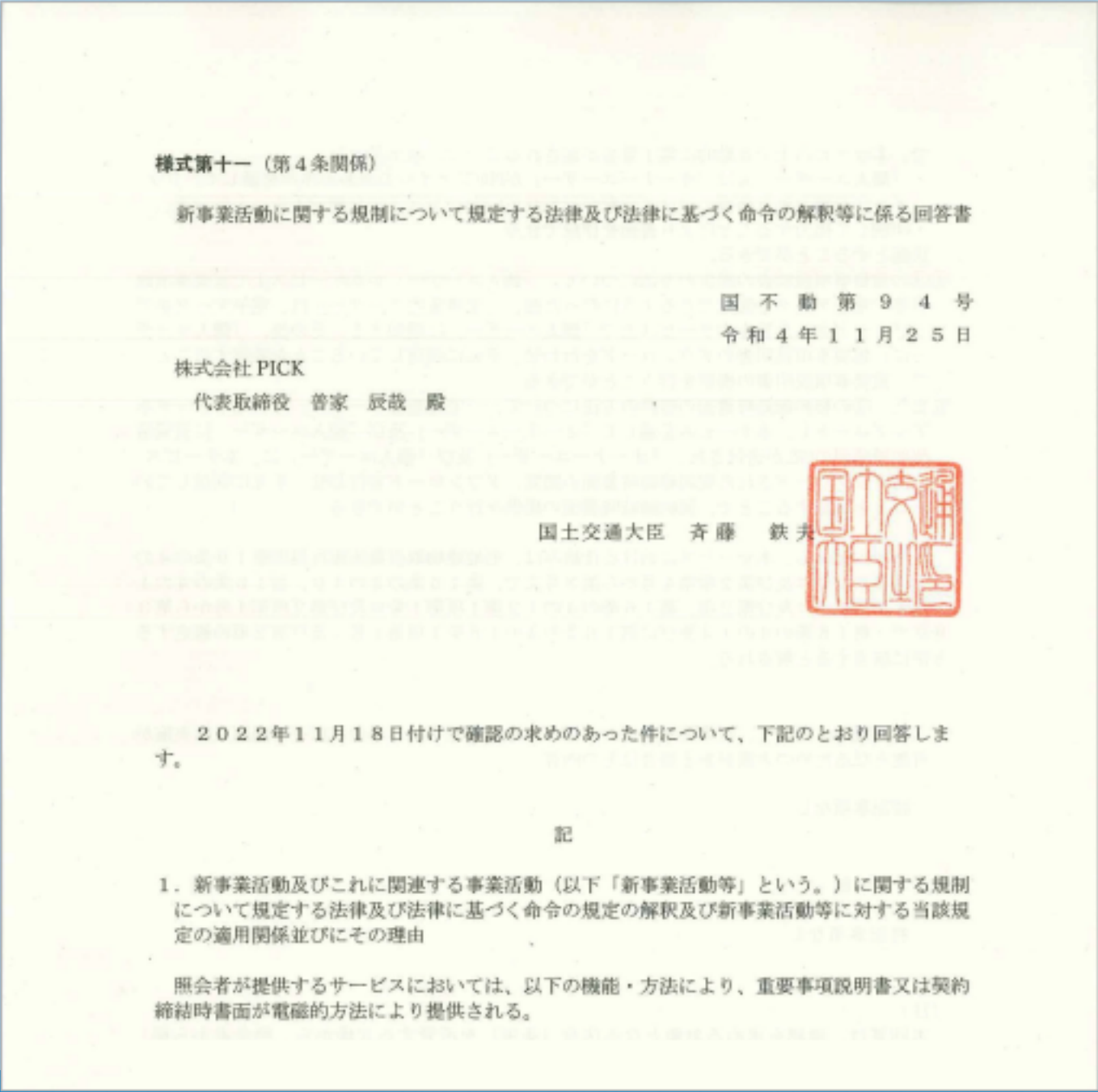
国内で唯一、国土交通大臣より適法に使えるサービスというお墨付きを得たサービスで、
現在も多くの企業で使われており、電子契約は日常生活の中でも使われるようになってきています。

▼導入企業(一部抜粋)



電磁的方法による不動産取引を行えるサービスとして国土交通省大臣より正式に回答
照会書：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001574397.pdf>

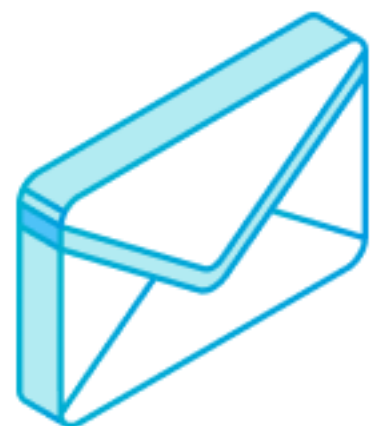
新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表（国土交通省による回答書）
回答書：<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001574207.pdf>



電子契約のおおまかな流れ

受信者の皆様は以下の5つのSTEPで電子契約を手軽に実施することが可能です。

STEP1



メールアドレスを
お伝えする

STEP2



書類内容ご確認

STEP3



利用規約ご確認

STEP4



署名実施

STEP5



締結後
ダウンロード保管

電子契約の詳細な流れ

受信者の皆様は以下の5つのSTEPで電子契約を手軽に実施することが可能です。



電子契約のメリット

電子契約を利用することで印紙代は0円になり、契約書への大量署名や印鑑対応、場所の移動も不要になります。



収入印紙代が**¥0**



データの改ざん防止



遠隔での署名が可能
※対面で電子契約も可能



書類をオンライン上で保管
できるから検索性が抜群



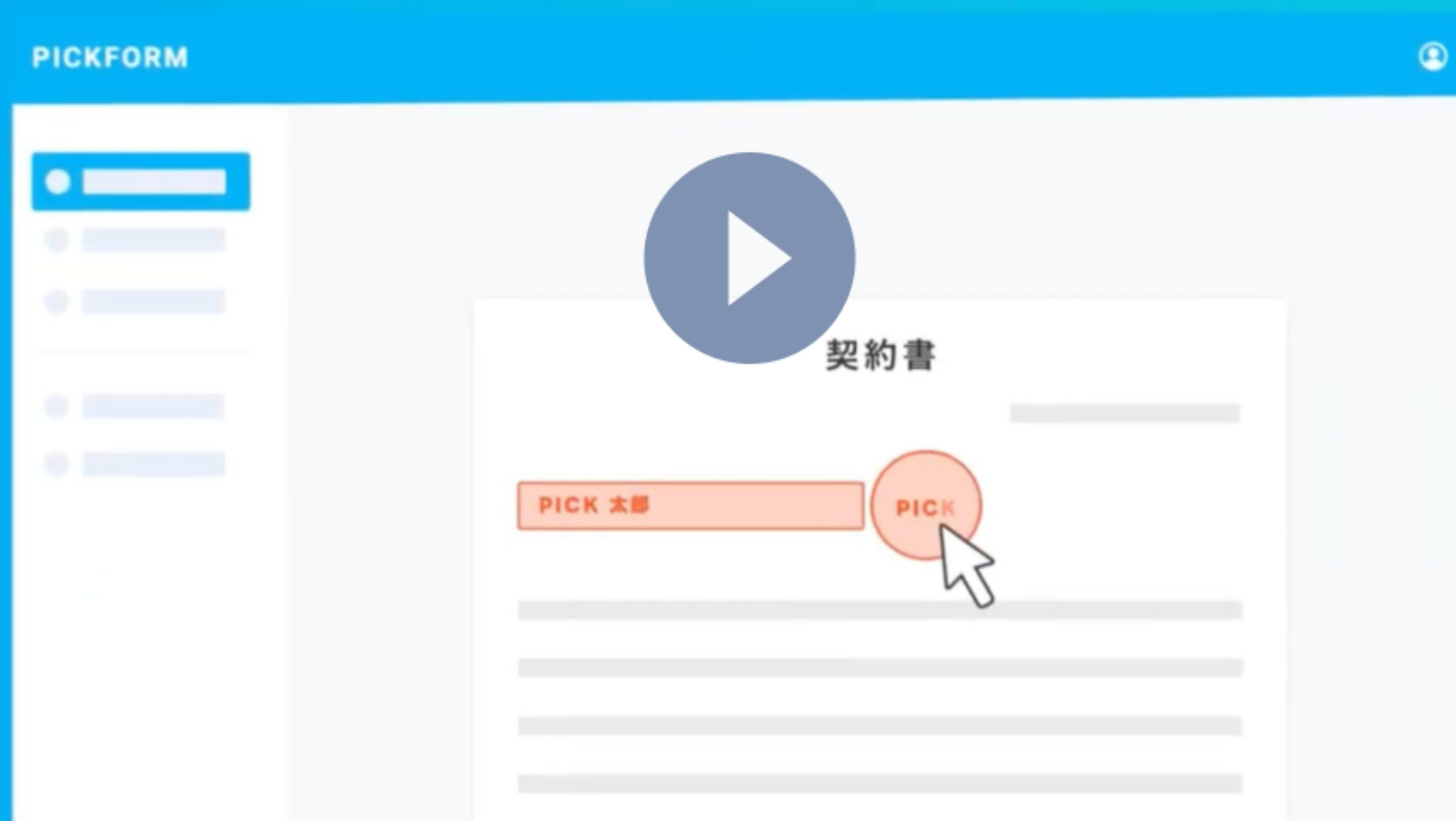
大量の署名・印鑑対応が
なくなる



実際に電子契約を行った際のイメージ動画をご用意しておりますのでご覧ください。

<https://app.quden.io/videos?videoid=66978016419da0297550ac88>

より電子契約をイメージしたいあなたへ



よくある質問 FAQ

Q. 電子契約で請負契約を締結する場合、印紙税は必要ですか？

A. いいえ。電子契約においては、印紙税は課税されないため、コストカットに繋がります。

Q. 電子契約の書面は税金の申告にも利用できますか？

A. はい、利用可能です。契約締結完了後に届くメールのURLからアクセスいただき、「ダウンロード」から押印済みのデータを、「証明書発行」からは電子取引証明書のダウンロードが可能です。両方の書面をプリントアウトまたはデータにて申請可能となります。※自治体によって異なる

Q. 住宅ローンの審査に利用できますか？

A. はい、利用可能です。契約締結完了後に届くメールのURLからアクセスいただき、「押印済みのデータ」と「電子取引証明書」をプリントアウトし、ご提出ください。※金融機関によって必要書類が異なる

Q. 電子契約のセキュリティについて、教えてください。

A. 締結した契約書類には改ざん不能な電子署名が施されるため、締結後の契約書を修正することはできません。また、運営会社（株式会社PICK）は、ISO/IEC 27001は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格を取得した企業です。安心してご利用ください。

Q. 締結した書類のダウンロードを忘れてしまった場合、再発行は可能ですか？

A. はい、可能です。電子契約を導入している企業側で締結書類の「再送」が可能です。もし、お手元にデータが無くなってしまった場合は、電子契約を導入している企業の担当者までお問合せください。

Q. 電子契約は非対面で実施することが多いですか？

A. いいえ、むしろ請負の契約においては実際にお会いしながら対面で電子契約を交わすことが多いです。そのため、仮に操作がわからなくなっても教えてもらいながら締結が可能です。

Contact ✨

✉ info-tech@pick.tokyo

☎ 03-6417-0014（代表電話）



コーポレートサイト
<https://pick-hp.com/>



サービスサイト
<https://www.pick-form.com/>